

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和  
平成 元年 9月 12日

申請者 フリガナ

住所

代表者氏名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

株式会社 田中設備

奈良県橿原市今井町2丁目4番23号

代表取締役 田中俊光

0744(24)5736

0744(24)5769

tanakasetubi.co@etude.ocn.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

| NO. | 水道事業者名                       | チェック |
|-----|------------------------------|------|
| 1   | 奈良市<br>公営企業管理者               |      |
| 2   | 大和高田市<br>上下水道事業管理者           |      |
| 3   | 大和郡山市<br>上下水道事業<br>の管理者      |      |
| 4   | 天理市<br>上下水道事業<br>の管理者        |      |
| 5   | 橿原市<br>上下水道事業管理者<br>の権限を行う市長 | ✓    |
| 6   | 桜井市<br>水道事業管理者               |      |
| 7   | 五條市<br>水道事業管理者               |      |

| NO. | 水道事業者名                     | チェック |
|-----|----------------------------|------|
| 8   | 御所市<br>水道事業管理者             |      |
| 9   | 生駒市<br>水道事業管理者             |      |
| 10  | 香芝市<br>水道事業管理者<br>の権限を行う市長 |      |
| 11  | 葛城市<br>水道事業管理者             |      |
| 12  | 宇陀市<br>水道事業管理者<br>の権限を行う市長 |      |
| 13  | 平群町<br>水道事業管理者             |      |
| 14  | 三郷町<br>水道事業管理者             |      |

| NO. | 水道事業者名          | チェック |
|-----|-----------------|------|
| 15  | 斑鳩町<br>水道事業管理者  |      |
| 16  | 安堵町<br>水道事業管理者  |      |
| 17  | 川西町<br>水道事業管理者  |      |
| 18  | 三宅町<br>水道事業管理者  |      |
| 19  | 田原本町<br>水道事業管理者 |      |
| 20  | 高取町<br>水道事業管理者  |      |
| 21  | 明日香村<br>水道事業管理者 |      |

| NO. | 水道事業者名                     | チェック |
|-----|----------------------------|------|
| 22  | 上牧町<br>水道事業管理者             |      |
| 23  | 王寺町<br>水道事業管理者             |      |
| 24  | 広陵町<br>上下水道事業管理者           |      |
| 25  | 河合町<br>水道事業管理者             |      |
| 26  | 吉野町<br>水道事業管理者             |      |
| 27  | 大淀町<br>上下水道事業管理者           |      |
| 28  | 下市町<br>水道事業管理者<br>の権限を行う町長 |      |

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和  
平成元年 9月 12日

奈良県橿原市今井町2丁目4番23号  
届出者 株式会社 田中設備  
代表取締役 田中俊光



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

| フリガナ<br>氏名又は名称 | 株式会社 田中設備         |       |          |
|----------------|-------------------|-------|----------|
| 住 所            | 奈良県橿原市今井町2丁目4番23号 |       |          |
| フリガナ<br>代表者の氏名 | 代表取締役 田中俊光        |       |          |
| 変更に係る事項        | 変 更 前             | 変 更 後 | 変更年月日    |
| 代表者            | 田中義人              | 田中俊光  | 令和元年9月1日 |

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

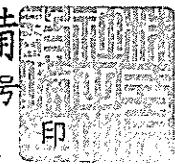
## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和  
平成 元年 9月 12日

### 申請者

氏名又は名称 株式会社田中設備  
住 所 奈良県橿原市今井町2丁目4番23号  
代表者 氏名 代表取締役 田中俊光



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

## 履歴事項全部証明書

奈良県橿原市今井町二丁目4番23号  
株式会社田中設備

|                      |  |  |  |
|----------------------|--|--|--|
| 会社法人等番号              | 1500-01-011879   |  |  |
| 商 号                  | 株式会社田中設備   |  |  |
| 本 店                  | 奈良県橿原市今井町二丁目4番23号  |  |  |
| 公告をする方法              | 官報に掲載してする  |  |  |
| 会社成立の年月日             | 平成19年8月1日  |  |  |
| 目的                   | 1. 管工事業<br>2. 土木工事業<br>3. 建築工事業<br>4. 板金工事業<br>5. 前記各号に附帯関連する一切の事業                 |  |  |
| 発行可能株式総数             | 200株   |  |  |
| 発行済株式の総数<br>並びに種類及び数 | 発行済株式の総数<br>100株   |  |  |
| 資本金の額                | 金500万円   |  |  |
| 株式の譲渡制限に関する規定        | 当会社の株式を譲渡するには、代表取締役の承認を受けなければならない。   |  |  |
| 役員に関する事項             | <u>取締役</u> 田 中 義 人<br><br><u>取締役</u> 田 中 義 人<br>平成29年 8月15日重任<br>平成29年 8月16日登記     |  |  |
|                      | <u>取締役</u> 田 中 三 恵 子<br><br><u>取締役</u> 田 中 三 恵 子<br>平成29年 8月15日重任<br>平成29年 8月16日登記 |  |  |

奈良県橿原市今井町二丁目4番23号  
株式会社田中設備

|            |                                    |         |               |
|------------|------------------------------------|---------|---------------|
|            | 取締役                                | 田 中 康 博 |               |
|            | 取締役                                | 田 中 康 博 | 平成29年 8月15日重任 |
|            |                                    |         | 平成29年 8月16日登記 |
|            | 取締役                                | 田 中 伸 幸 | 平成29年 8月15日就任 |
|            |                                    |         | 平成29年 8月16日登記 |
|            | 取締役                                | 田 中 俊 光 | 平成29年 8月15日就任 |
|            |                                    |         | 平成29年 8月16日登記 |
|            | 奈良県橿原市今井町二丁目4番23号<br>代表取締役 田 中 義 人 |         |               |
|            | 奈良県橿原市今井町二丁目4番23号<br>代表取締役 田 中 義 人 |         |               |
|            |                                    |         | 平成29年 8月15日重任 |
|            |                                    |         | 平成29年 8月16日登記 |
|            |                                    |         | 令和 1年 9月 1日辞任 |
|            |                                    |         | 令和 1年 9月 2日登記 |
|            | 奈良県橿原市地黄町54番地の8<br>代表取締役 田 中 俊 光   |         |               |
|            |                                    |         | 令和 1年 9月 1日就任 |
|            |                                    |         | 令和 1年 9月 2日登記 |
| 登記記録に関する事項 | 設立                                 |         | 平成19年 8月 1日登記 |

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 元年 9月 5日

奈良地方法務局葛城支局

登記官

杉 本 孝 誠



# 定 款

株式会社 田中設備

平成19年 7月24日 作成

# 株式会社田中設備 定款

## 第 1 章 総 則

### (商号)

第1条 当会社は、株式会社田中設備と称する。

### (目的)

第2条 当会社は、次の各号に記載する業務を営むことを目的とする。

1. 管工事業
2. 土木工事業
3. 建築工事業
4. 板金工事業
5. 前記各号に附帯関連する一切の事業

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を 奈良県橿原市 に置く。

### (公告方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

## 第 2 章 株 式

### (発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、200株とする。

### (株券の不発行)

第6条 当会社の株式については、株券を発行しない。

### (株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡するには、代表取締役の承認を受けなければならない。

### (相続人等に対する売渡しの請求)

第8条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(募集株式の発行)

第9条 当会社の募集株式の発行に必要な事項の決定は、株主総会の特別決議によってする。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第10条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、もしくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第12条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならぬ。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも同様とする。

(提出書類に使用する印鑑等)

第14条 当会社に提出する書類には、前条の規定により届出をした印鑑又は署名を用いなければならない。

(基準日)

第15条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

- 2) 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

### 第3章 株主総会

#### (招集)

第16条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に招集する。

- 2) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、社長たる取締役が招集する。
- 3) 株主総会を招集するには、会日より5日前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。

#### (招集手続の省略)

第17条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することが出来る。

#### (議長)

第18条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。社長たる取締役に事故もしくは支障があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

#### (決議方法)

第19条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2) 会社法第309号第2項に定める株主総会の決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第20条 株主総会において、株主またはその法定代理人が、代理人をもって議決権を行使しようとする場合は、当会社の議決権を有する株主に委任しなければならない。

この場合、株主又は代理人は当会社に対して株主総会ごとに代理権を証する書面等を提出することを要する。

- 2) 株主は前項の代理権を2人以上の者に代理させてはならない。

(株主総会議事録)

第21条 株主総会の議事については、議事の経過の要領及びその結果、その他法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、10年間本店に備え置くものとする。

#### 第 4 章 取 締 役

(員数)

第22条 当会社の取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任の方法)

第23条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上の議決権を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

- 2) 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、その選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2) 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(社長及び代表取締役)

第25条 当会社に取締役を複数名置く場合には、取締役の互選により、代表取締役1名を定め、代表取締役をもって社長とする。

- 2) 当会社に置く取締役が1名の場合には、その取締役を社長とする。
- 3) 社長は当会社を代表する。

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

## 第 5 章 計 算

### (事業年度)

第27条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年の5月31日までの年1期とする。

### (剰余金の配当等)

第28条 剰余金は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に配当する。

### (除斥期間)

第29条 剰余金の配当が、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

2) 未払いの配当金には利息をつけない。

## 第 6 章 附 則

### (定款に定めのない事項)

第30条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

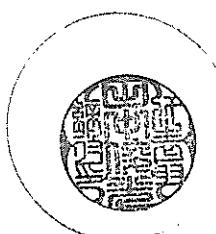
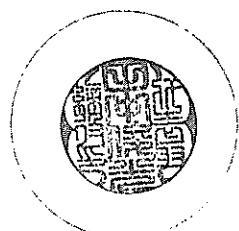
以上、株式会社田中設備の定款に相違ありません。

令和 1年 9月 1日

奈良県橿原市今井町二丁目4番23号

株式会社田中設備

代表取締役 田 中 俊 光



この写しは原本と相違ありません。

2019年9月11日

奈良県橿原市今井町2丁目4-23

株式会社田中設備

代表取締役 田中俊光

